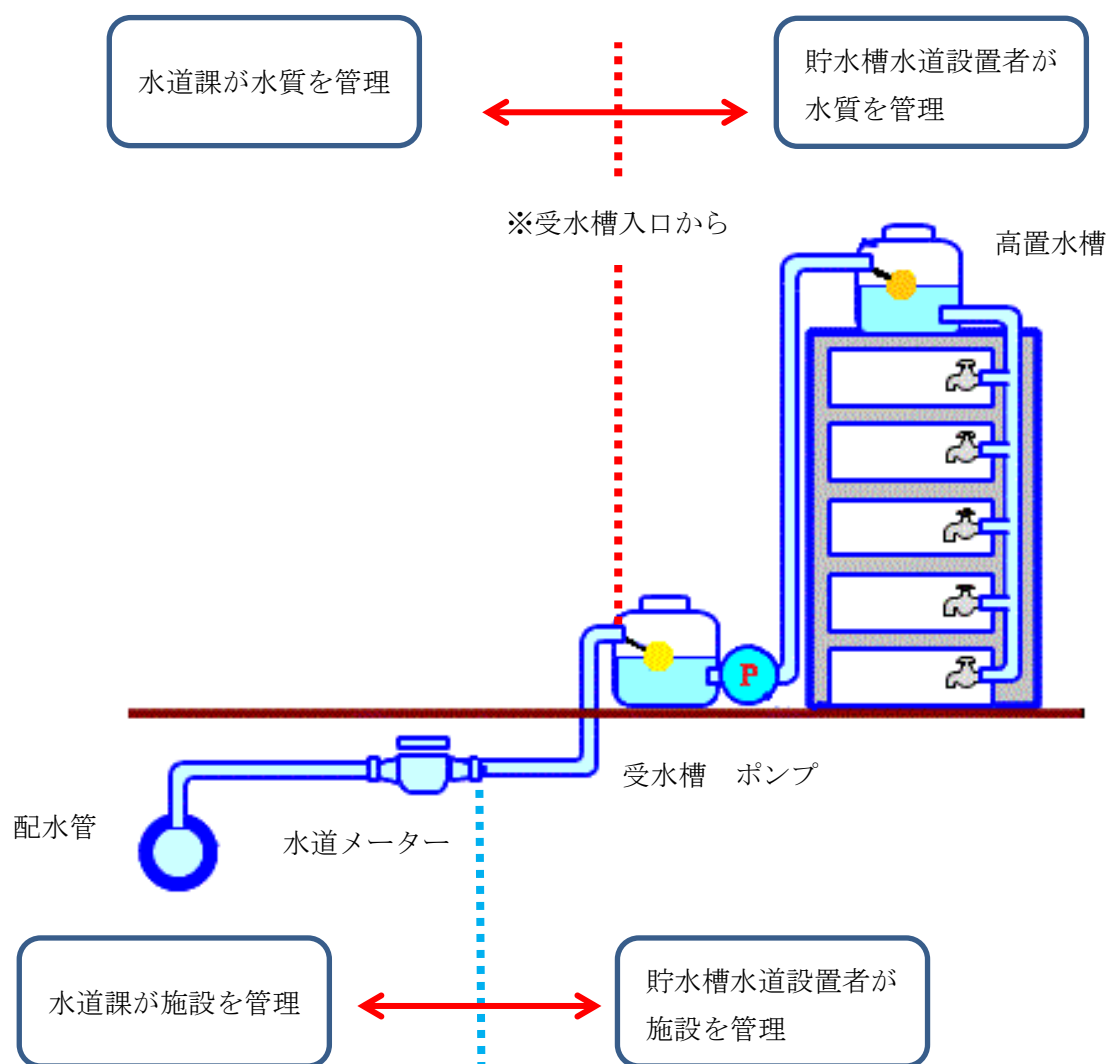


貯水槽水道の適正な管理について

■貯水槽水道とは…

水道事業者から供給を受ける水のみを水源とし、ビル、マンション等に設置される貯水槽その他の給水のための水道であって、一定の規模を超えるものをいいます。

水質、施設の管理について



※メーターより公道側




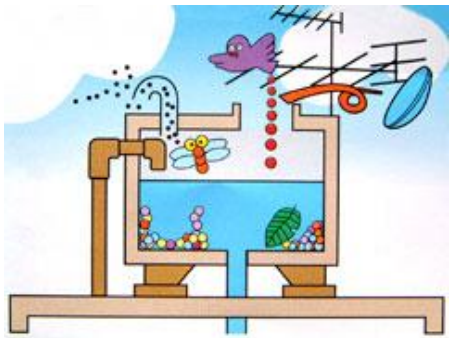
■貯水槽水道は、法規制上、規模によって2種類に分類されます。
 (簡易専用水道、小規模貯水槽水道)

簡易専用水道 受水槽の有効容量が10m³を超えるもの
 ・水道法によって衛生管理の規制を受けます。
水道法第34条の2、水道法施行規則第55条

小規模貯水槽水道 受水槽の有効容量が10m³を超えないもの
 ・簡易専用水道に準じた管理を行い水質検査を受検するよう
努めてください。

※受水槽以降の維持管理は所有者の責任です。水質についても水道水と同等の水質を保つため定期的に清掃・点検を行い貯水槽を清潔に保つよう管理しなければなりません。

■放置された水槽 例 参照資料：宮崎県貯水槽清掃協同組合

	
<p>水槽内に堆積した汚泥</p>	<p>ボウフラの繁殖</p>
	
<p>高置水槽で鳥が休憩</p>	<p>防虫網やマンホールが壊れていると、鳥のフンやごみが堆積したり、ボウフラが繁殖していることがあります。</p>

※貯水槽に亀裂が入っていたり漏水しているところはありませんか？
 確認をお願いします。

■関係法令について

水道法 法第34条の2

1. 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。
2. 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期的に地方公共団体又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

水道法 施行規則第55条

1. 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと
2. 水槽の点検など有害物、汚染等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
3. 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準項目のうち必要な項目について水質検査を行うこと。
4. 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

日向市 給水条例より

第6章 貯水槽水道

(市の責務)

第45条 市長は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第46条 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に規定する簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、当該簡易専用水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。